

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第一面)

...ご記入のうえ、メールか
0743-72-1152迄FAX願います

独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり物件検査及び適合証明を申請します。(注1)
なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

手数料請求先 会社名:

住所: 〒 () () ()

検査機関名
建築士事務所名

株式会社ジェイマップス 一級建築士事務所 殿

申請日 平成 年 月 日

申請者

郵便番号 〒 () () ()
現住所
電話番号 () - () - ()
申請者名

融資の種類(注2)
 フラット35のみ
 フラット35+財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション)
 財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション)のみ
 財形住宅融資(リ・ユース住宅、リ・ユースマンション)のみ

建物の所在地
地名地番
住居表示

建物又は団地の名称(マンションの場合)
住宅番号
号

売主名又は不動産仲介等業者名
担当者 () TEL. () - () - ()

住宅の種類(注3)
 一戸建て等
 マンション

戸建型式
 一戸建て
 重ね建て
 連続建て
 共同建て
併用住宅区分
 専用住宅
 併用住宅※
※フラット35(中古住宅)の場合に限る

フラット35Sの基準の適用(注5)(注7)
 有
 無
フラット35Sを適用する基準(注4)(注5)(注6)(注8)
【優良な住宅基準】(金利Bプラン)
 1.省エネルギー性
 2.耐震性(耐震等級 免震建築物)
(省エネルギー対策等級4以上) (耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)
 3.バリアフリー性
 4.耐久性・可変性
(高齢者等配慮対策等級3以上) (劣化対策等級3以上等)
【中古タイプ基準】(金利Bプラン)
 5.開口部断熱(省エネ)
 6.外壁等断熱(省エネ)
 7.段差解消(バリア)
 8.手すり設置(バリア)
【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)
 9.省エネルギー性(一戸建ての住宅に限る)
(住宅事業建築主基準)
 10.耐震性
 11.バリアフリー性
(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) (高齢者等配慮対策等級4等)

提出書類
別添の適合証明申請書類チェックリストによる

確認済証の有無
 有
 無
増・改築修繕の有無
増・改築修繕 有 無

適合証明書発行希望日
平成 年 月 日
現地調査希望日
平成 年 月 日

備考

※検査機関等受付欄
※検査者等名
※決裁者名
※整理簿等記録照合欄
※判定欄
(証明年月日及び番号)
平成 [] 年 [] 月 [] 日
第 [] 号
※備考欄

- (注1) 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。
(注2) 財形住宅(リ・ユース住宅、リ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)、財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
(注3) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅
「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含む。)又は準耐火構造)
(注4) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
(注5) 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合のみ。)が必要
高齢者等配慮対策等級4等: 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
(注6) フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関のみです。適合証明技術者はフラット35S(中古タイプ基準)に係る判定に限定されますのでご注意ください。
(注7) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。
(注8) フラット35S(優良な住宅基準)のうち省エネルギー性又は耐久性・可変性、フラット35S(中古タイプ基準)のうち外壁等断熱(省エネ)、フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち省エネルギー性の適用は、新築時にそれぞれの基準を満たす適合証明書等又は建設住宅性能評価書の交付を受けている場合に限りです。